

【審査A】

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	中国地方整備局の一般土木工事(C等級)の競争参加資格を有する者
①当該工事に対する地理的条件	当該工事種別における建設業法の許可を有する本支店営業所が(中国地方整備局管内、●●県内、●●県の●●地方生活圏内)にある者(注①)
②当該工事施工についての技術的適性	(1)●●県内において過去15年間に完成した、中国地方整備局又は県又は市町村発注の同種工事の施工実績を有する者(中国地方整備局発注工事の施工実績では評定点が65点未満のものは認めない)。(注④) (2)同一入札制限(資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加)に該当しない者(注③)。
③不誠実な行為の有無	(1)贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者。 (2)警察からの排除要請中でない者。 (3)工事に係る請負契約に関し、その履行が不適切でない者。
④経営状況	会社更生法手続き中・若しくは民事再生法手続き中でない者。又は、取引停止処分中等により経営状況が極めて不安定でない者。
⑤経営事項	経営事項審査の有効期限が切れていない者。
⑥安全管理の状況	(1)事故等に基づく指名停止期間中でない者。 (2)労働基準監督署から改善指導のない者、又は改善指導に対し改善済みである者。
⑦労働福祉の状況	賃金不払い等の事実が認められない者。
⑧工事成績	中国地方整備局発注工事で過去2年間(注②参照)に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の平均が65点以上の者。

【評価】

○【審査A】及び【審査B】において評価を行う。ただし、全者指名の場合は、【審査A】のみとし、【審査B】を省略する。

○【審査A】の絞り込みを行い原則30者程度とする。(全者指名の場合は絞り込みを行わない)

注①:必要業者数に満たない場合は、当該地方生活圏内+隣接地方生活圏内(ただし、当該県内とする)、当該県内の順に拡大する。

注②:過去2年間とは、審査基準日が7月31日以前の場合は、3年前と2年前とし、8月1日以降の場合は2年度前と1年度前とする。

注③:同一入札制限に該当した場合は格付け上位を優先する。

注④:求める同種実績が県内の場合、県内の中国地方整備局、県、市町村の施工実績を対象とする。

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価						
		2A	A	B	(-)評価なし	-A	-2A	
⑨地理的条件	本店の所在地(注⑥)	【審査A】の地理的条件に応じて設定する。 注⑥参照						
⑩工事成績	中国地方整備局発注工事の過去2年間(注⑤参照)に完成した当該工事種別の工事における工事成績の年度毎の平均点の平均	80点以上	77点以上80点未満	74点以上77点未満	65点以上74点未満 又は実績なし			
⑪手持ち工事量	当該事務所における直近受注(過去1ヶ月)の有無(落札者決定日から1ヶ月間の間は実績ありと評価の意) (注⑦)		無		有			
⑫指名回数	当該事務所の当該工事種別における当該年度の指名回数		0~1回	2~3回	4回以上			
⑬優良工事	中国地方整備局発注工事の過去2年間(注⑤参照)の優良工事施工団体表彰等の有無	局長表彰 有	事務所長表彰 有 安全管理表彰 有	下請企業表彰 有	表彰 無			
⑭地域貢献	・当該事務所の指示による当該年度の災害活動実績の有無 ・当該事務所との災害対応協定の有無	活動実績有り	災害対応協定締結有り		無			
⑮安全管理	・過去1年間に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無 ・過去1年間に警察からの排除要請の有無				「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	
総合評価	○評価項目⑨~⑮での「A」の数で順位付けを行い、原則として20者程度を選定する。 ○「A」の合計数が同数で20者程度を選定できない場合は、原則として①「B」の数、②工事成績、③手持ち工事の有無、④格付け順位の順で評価し20者程度を選定する。							

注⑤:過去2年間とは、審査基準日が7月31日以前の場合は、3年前と2年前とし、8月1日以降の場合は2年度前と1年度前とする。

※1 評価項目の⑩工事成績及び⑬優良工事において、経常JVの場合は評価しない。ただし、参加資格の実績としては評価する(工事評定点が65点以上の場合)。

※2 入札参加者の参加機会の確保、及び同種工事の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。

注⑥:【審査A】において設定した地理的条件に応じて地域を変更する。以下に代表的な例を示す。

地理的条件【審査A】	2A	A	(-)評価なし
地方生活圏に本支店営業所	工事対象場所の市に本店	工事対象場所の市に支店・営業所	左記以外
〇〇県内に本支店営業所	生活圏内に本店	生活圏内に支店・営業所	左記以外
中国地方整備局管内に本支店営業所	〇〇県内に本店	〇〇県内に支店・営業所	左記以外

注⑦:審査基準日より1ヶ月間の工事契約の有無。ただし、災害等の緊急復旧工事(緊急随契)にかかる受注は除く。

〈営繕工事〉

【令和7年度建築関係建設工事】

開 覧

□ (施工体制確認型・通常) 指名競争入札における技術審査基準(営繕部)

令和 7年 4月 1日以降適用する。

【審査A】

評価項目	選定における着目点
中国地方整備局有資格業者	中国地方整備局の●●工事(●等級)の競争参加資格を有する者
①当該工事に対する地理的条件	当該工事種別における建設業法の許可を有する本支店営業所が(●●県の●●地方生活圏内、●●県内、中国地方整備局管内)にある者(注①参照)
②当該工事施工についての技術的適性	(1)当該工事種別に係る技術者の有資格者(注②参照)が実人数として2名以上いる者。 (2)当該工事種別における年間平均完工高が5,000千円以上(建築工事は15,000千円以上)である者。 (3)当該工事種別を主な工事種別としている者。(注③参照) (4)●●県内(●●県の●●地方生活圏内)において平成27年度以降に完成した、中国地方整備局発注工事又は工事実績情報システム(CORINS)に登録された同種工事の施工実績(中国地方整備局発注工事の施工実績では評定点が65点未満のものは認めない。)を有する者。(注④参照)
③不誠実な行為の有無	(1)贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者。 (2)警察からの排除要請中でない者。 (3)工事に係る請負契約に関し、その履行が不適切でない者。
④経営状況	会社更生法手続き中、若しくは民事再生法手続き中でない者。又は、取引停止処分中等により経営状況が極めて不安定でない者。
⑤経営事項	経営事項審査の有効期限が切れていない者。
⑥工事成績	中国地方整備局発注工事で過去2年間(注⑤参照)に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定点の平均が65点以上の者。
⑦安全管理の状況	(1)事故等に基づく指名停止期間中でない者。 (2)労働基準監督署から改善指導のない者、又は改善指導に対し改善済みである者。
⑧労働福祉の状況	賃金不払い等の事実が認められない者。
⑨資本関係又は人的関係	同一入札制限(資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加)に該当しない者。(注⑥参照)

【評価】

○【審査A】及び【審査B】において評価を行う。ただし、全者指名の場合は、【審査A】のみとし、【審査B】を省略する。

○【審査A】での絞り込みは行わない。

注①: 必要業者数に満たない場合は、当該地方生活圏内+隣接地方生活圏内(ただし、当該県内とする)、当該県内、中国地方整備局管内の順に拡大する。

なお、再度手続きの場合は、原則、当初手続き時の条件設定による。

注②: 有資格者とは、建築においては一、二級建築士又は一、二級建築施工管理技士(2級は「建築」に限る)。電気設備においては、一、二級電気工事施工管理技士、暖冷房衛生設備については一、二級管工事施工管理技士とする。

注③: 全者指名により1者応募を認める(機械設備工事を除く)場合は適用しない。当該工事種別を主な工事種別としているとは、年間平均完工高の一番高い工事種別を当該工事種別とする。ただし、機械設備工事の場合は、昇降機を希望工事内容の第一位としている者とする。なお、建築工事の場合は年間平均完工高の一番高い工事種別が建築又は土木の場合は建築(建築が〇の場合は除く。)とし、平成27年度以降完成の中国地方整備局発注の建築工事の実績を有する者も該当とする。

注④: 原則として適用しない。ただし、当該工事の内容、規模等の発注条件に応じ設定することが出来る。

注⑤: 過去2年間とは、令和7年7月31日までの審査基準日においては令和4年度・令和5年度とし、令和7年8月1日以降は令和5年度・令和6年度とする。

注⑥: 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、格付順位の順で最上位の者を選定する。

・資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。)(ロ)において同じ)の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同志の関係にある場合
・人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)(ロ)の方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)(ロ)の方が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1から4)までに掲げる者に準する者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【審査B】

評価項目	選定における着目点	評価					
		2A	A	B	(一)(評価なし)	—A	—2A
⑩地理的条件	本店の所在地	工事対象場所の市(広島市・岡山市は区)・町・村に本店有り	当該生活圏内に本店有り	当該県内に本店有り	左記以外	—	—
⑪技術者	技術者の換算人員(注⑦参照)	—	換算人員が審査A選業者の平均を超える	換算人員が審査A選業者の平均の50%を超える	左記以外	—	—
⑫工事成績	中国地方整備局営繕部等発注(注⑧参照)工事の過去5年間(注⑨参照)の当該工事種別における工事成績の平均点	80点以上	75点以上80点未満	70点以上75点未満	65点以上70点未満又は実績なし	65点未満	過去5年間の平均に問わず過去2年間の工事実績で60点未満の工事が1件以上ある
⑬手持ち工事量	中国地方整備局営繕部等発注(注⑧参照)工事の当該工事種別の通常指名における当該年度の工事契約の有無	—	無	—	有	—	—
⑭指名回数	中国地方整備局営繕部等発注(注⑧参照)工事の当該工事種別における当該年度の指名回数	なし	1回	2回	3回以上	—	—
⑮優良工事	中国地方整備局営繕部等発注工事(注⑧参照)の過去5年間(注⑨参照)の優良工事施工団体表彰等の有無	局長表彰 有	—	—	表彰 無	—	—
⑯安全管理	・過去1年間(注⑩参照)に労働災害及び不誠実行為等により、中国地方整備局からの指名停止又は文書による注意の有無 ・過去1年間(注⑩参照)に警察からの排除要請の有無	—	—	—	「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」のいずれもなし	過去6ヶ月を超え1年以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり	過去6ヶ月以内に「指名停止」、「文書注意」又は「警察からの排除要請解除日」あり
総合評価	○評価項目⑩～⑯での「A」の数で順位付けを行い、原則として20者程度を選定する。(注⑪参照) ○「A」の数が同数で20者程度を選定できない場合は、原則として「B」の数、⑫工事成績、⑬手持ち工事の有無、⑭当該工事種別における順位の順で評価し20者程度を選定する。 ○「—」については評価の対象としない。						

注⑦: 当該工事種別における対象技術者と換算人員は下記により算出する。なお、建築においては一、二級建築士又は一、二級建築施工管理技士のうち、換算人員の計が多い方とする。

建築: 一級建築士及び一級建築施工管理技士・・・2人、二級建築士及び二級建築施工管理技士・・・1人

電気設備: 一級電気工事施工管理技士・・・2人、二級電気工事施工管理技士・・・1人

暖冷房衛生設備: 一級管工事施工管理技士・・・2人、二級管工事施工管理技士・・・1人

注⑧: 中国地方整備局営繕部等発注とは、中国地方整備局営繕部、岡山営繕事務所が所掌した工事を指す。

注⑨: 過去5年間とは、令和7年7月31日までの審査基準日においては令和元(平成31)年度～令和5年度とし、令和7年8月1日以降は令和2年度～令和6年度とする。

注⑩: 過去1年間とは、審査基準日以前の1年間とする。

注⑪: 【審査A】のみで選定を行い、【審査B】の評価を行わない場合がある。

※1 評価項目の⑫工事成績及び⑮優良工事において、経常JVの場合は一つの会社として評価とする。

※2 入札参加者の参加機会の確保、及び同種工事の受注状況等地域の実情を踏まえて、評価項目を追加することができる。